

## 第1条(組織名称、構成)

本組織は北九州市立大学同窓会福岡支部(以下、「福岡支部」という)と称し、北九州市立大学同窓会会員で福岡市とその周辺の福岡都市圏行政区域に居住する者、または同エリア内に勤務する者をもって構成する。

## 第2条(目的)

福岡支部は会員相互の連絡を密にして親睦と融和を図るとともに、同窓会本部とも密接な連携を保ち、母校北九州市立大学の発展に寄与する。

## 第3条(活動)

福岡支部は前条の目的達成のため下記の活動を行う。

- (1) 会員間の親睦交流活動と会員情報の交換(具体的な活動内容は本規約の末尾に付記)
- (2) 同窓会本部の事業や活動との提携や会員情報の交換など
- (3) 学生会員(在校生)との交流
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な活動や事業など

## 第4条(事務局)

福岡支部の事務局を福岡市内に置く。

## 第5条(役員・任務、任期、役員会)

## 1. 福岡支部に下記の役員を置く。

- (1) 支部長 1名・・・支部を代表し、役員会をはじめ支部の活動全般の管掌。また同窓会本部評議会の評議員を兼務
- (2) 副支部長 3名以内・・・支部長を補佐し、支部長が事故ある時はその職務を代行
- (3) 事務局長 1名・・・役員会および支部活動の円滑な運営に関する事務を総括
- (4) 幹事 15名以内・・・役員会の定める各種活動の推進を分担
- (5) 会計 2名・・・支部の会計処理および財務の管理
- (6) 監査 2名・・・支部会計および財務の状況を監査

## 2. 役員任期

- (1) 役員任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- (2) 欠員補充または増員により任命された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

## 3. 役員会の運営、権能など

- (1) 役員会は支部長、副支部長、事務局長、幹事、会計、監査で構成する。
- (2) 役員会の円滑な運営を図るため、支部長、副支部長、事務局長で構成する3役会議を適宜、開催する。
- (3) 役員会議は支部長の招集によって原則として毎月1回開催し、また緊急の場合は総会を代行することができる。毎回の会議の内容について3役の共同責任で議事録を作成し、役員に配布するとともに、事務局は議事録を保管する。
- (4) 本規約の変更、その他重要な事項については、役員会で決定し、総会の承認を得て実施する。
- (5) 役員会は同窓会本部と日常的に緊密に連携し、本部総会には特段の事情がないかぎり出席することとする。

## 第6条(相談役、顧問)

福岡支部の役員会に付属し、下記の基準で若干名の相談役と顧問を置くことができる。

- (1) 相談役は、福岡支部長を退任した者について役員会の承認を経て支部長が委嘱する。任期は役員に準じるものとする。
- (2) 相談役は、役員会議に出席できることとし、福岡支部の運営上の重要な事項について支部長に助言することができる。

- (3) 顧問は、相談役または役員経験者について役員会の承認を経て支部長が委嘱する。任期は特段定めないこととする。
- (4) 顧問は、必要に応じて福岡支部の運営上の重要な事項について支部長に助言する。

#### 第7条（支部総会）

福岡支部総会（支部のつどい）は、役員会の議決により、原則として毎年開催することとする。総会の付議事項や開催要領などは下記のとおりとする。

- (1) 総会の付議事項は、福岡支部の年間活動報告 支部財政の決算報告書 支部役員名簿 支部規約 など、役員会は出席会員に資料を配布、報告し、承認（議決）を得ることとする。
- (2) 総会は、懇親会（支部のつどい）を設けることとし、全般にわたる運営組織として、支部会員で毎年「福岡支部総会・つどい実行委員会」を組織し、開催準備や運営に当たることとする。
- (3) 前記の実行委員会は、毎年、当番卒年による実行委員で構成するが、役員会としても実行委員会の作業に最大限の協力を行うこととする。

#### 第8条（活動経費）

福岡支部の活動経費は同窓会本部の助成金、会員の負担金その他をもって賄う。

#### 第9条（会計年度）

- (1) 福岡支部の会計年度は、毎年9月1日～翌年8月31日までとする。
- (2) 福岡支部の収支決算は、毎年役員会の承認を得て、支部総会に報告しなければならない。

#### 付 則

- (1) 本規約に定めるもののほか、福岡支部の運営について必要な事項は役員会において定める。
- (2) 本規約は、昭和50年8月22日の福岡支部総会議決によって発効実施した規約を、その後の同窓会本部の会則改定および福岡支部の運営改革など客観的な環境の変化に即して改定したものであり、平成21年10月17日の福岡支部総会の議決によって発効実施。

#### 【制定、改定記録】

1. 昭和50（1975）年 8月22日 制定
2. 平成13（2001）年 4月 1日 一部改定（北九州市立大学に改称）
3. 平成21（2009）年10月17日 一部改定（役員の定数変更、相談役・顧問の明文化など）

以 上

=====

#### 【付記】 第3条（1）項の「活動」内容 = 平成21年度現在

福岡支部会員の月例懇親会「一木会」（毎月第1木曜日 18：30～）

会場：焼きとり「権兵衛館 大名」（福岡市中央区大名 2-1-43 / 大名小学校正門前）

「北斗会」ゴルフコンペ（原則として春、秋の年2回）

「あざみ会」（女性のつどい）（原則として毎年2、8月開催）

「観桜会」（3月下旬～4月上旬）

福岡支部のホームページ運用（「北九州市立大学同窓会福岡支部」で検索、アクセス可）